

Ashiya information

お知らせ

児童手当制度



ホームページ

こどもが生まれたとき、転入・転出のときは、手続きをしてください。

■対象 高校生年代まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している父母等
※令和6年10月分から所得制限はなくなりました。

※公務員(独立行政法人等は除く)の人は勤務先から支給されます。詳しくは勤務先へ

■支給額(月額)

児童の年齢区分	児童手当	
3歳の誕生日月まで	15,000 円	第3子以降は 30,000 円
3歳の誕生日月の翌月から高校生年代まで	10,000 円	

※第3子以降とは、大学生年代まで(22歳の誕生日後の最初の3月31日まで)のこどものうち、3番目以降の児童をいいます。

■支給日と支給方法

偶数月の15日に前月までの2カ月分を申請者名義の登録口座に支給します。※支給日が土日祝日の場合は直前の平日に支給します。

◆現況届の提出が必要な方には、6月上旬に現況届をお送りします。現況届が届いた方は、必ずご提出ください。

◆令和7年度より児童手当支払通知書(支払予定)の送付は行いません。支給額に変更があった場合は、額改定通知書が送付されますのでご確認ください。

◆受給者変更できる場合

- ・配偶者の所得が受給者より高くなったとき(令和6年中の所得が逆転した方は、令和7年8月分から変更できます。)

- ・離婚協議中で配偶者と住民票上別居しているとき

■問い合わせ こども政策課☎38-2117

児童手当の支給



ホームページ

4、5月分の児童手当を6月13日(金)に指定の口座に振り込みます。

■問い合わせ こども政策課☎38-2117

個人市県民税の減免制度<手続き要>

令和7年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書を6月10日(火)に発送します。減免の申請は郵送またはインターネットが利用できます。詳しくは、ホームページ等でご確認ください。

■対象 失業した人、前年と比較して所得が半減するなどの要件を満たす人

■申し込み 納期限までに課税課市民税係(北館2階31番窓口)へ※納付済の税額・納期限が過ぎた税額は減免の対象外です。

■問い合わせ 課税課市民税係☎38-2016



ホームページ

個人市県民税 定額減税<手続き不要>

■減税額 1万円

■対象 次のすべてに該当する人①納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下②合計所得金額が48万円以下の同一生計配偶者を有する(国外居住者を除く)③所得割が課税となっている※対象の方には、所得割額から控除した上で税額を通知します。手続きは不要です。詳細はホームページへ。

■問い合わせ 課税課市民税係☎38-2016



ホームページ

市民参画手続きの実施状況

審議会等・ワークショップ・パブリックコメントなどの結果と今後の予定です。

【令和6年度実施結果】

審議会等の活用5件/ワークショップの開催1件/パブリックコメントの活用6件/協議会・公聴会の開催、アンケート調査等2件

【令和7年度実施予定】

審議会等の活用8件/ワークショップの開催1件/パブリックコメントの活用6件/協議会・公聴会の開催、アンケート調査等4件

【パブリックコメント(市民意見募集)実施予定】

9月実施予定▶第5次芦屋市総合計画後期基本計画(政策推進課)

12月実施予定▶人権教育・人権啓発に関する総合推進指針(人権・男女共生課)▶芦屋市都市計画マスタープラン(原案)(都市政策課)▶新行財政改革基本計画(DX行革推進課)▶公共施設等総合管理計画(DX行革推進課)

令和8年3月実施予定▶芦屋市環境処理センター施設整備基本計画(環境施設課)

■問い合わせ 市民参画・協働推進課☎38-2007

申請・届け出

社会教育関係団体の新規登録申請受付



ホームページ

■登録有効期間 10月1日～令和9年9月30日

■対象 地域の学習・スポーツ等の社会教育活動を行い、登録要件(ホームページ参照)の全てにあてはまる団体

■申し込み 6月15日～30日(平日執務時間内)に必要な書類(下記窓口で配布、ホームページでダウンロード可)を持参・郵送またはEメールで下記へ

■問い合わせ 社会教育推進課☎38-2091/☎shakaikyoiku@city.ashiyalg.jp(〒659-8501住所不要)

福祉医療費助成制度

7月1日(火)からの受給要件は、下表のとおりです。あてはまる人は申請してください。

※すでに申請済みの人は必要ありません。



ホームページ

医療区分	対象	所得制限基準等【令和6年分所得】
高齢期移行助成	65歳になる月から70歳になる月までの人(1日生まれの人は前月までを対象)	市民税が課税されていない世帯で、次のいずれかに当てはまる人 ◆世帯全員に所得がない人(年金収入の場合は80万9千円以下) ◆受給者本人の年金収入と所得の合計が80万9千円以下で、要介護2以上の認定を受けている人
乳幼児等医療費助成	0歳から小学校3年生修了前まで	所得制限なし
こども医療費助成	小学校4年生から高校生相当の方まで ※18歳到達後最初の3月31日まで(高等学校等の在学有無は問わない)	※1歳から中学校3年生までの方は、所得に応じて一部負担金が決まるため、保護者等の所得確認を行います。
母子家庭等医療費助成	◆母子・父子家庭等の父母とその児童 ◆父母と死別した児童等 ◆父母のいない児童を扶養する配偶者のいない養育者 ※いずれも児童が18歳になった後の3月31日まで	母等扶養義務者の扶養人数が0人の場合、所得が208万円未満 扶養人数が1人増えるごとに208万円に38万円を加算した額未満
障がい者医療費助成	身体障害者手帳1級～3級、療育手帳(A・B1)、精神障害者保健福祉手帳1級・2級	受給者本人・配偶者・扶養義務者それぞれの市(区)町村民税所得割額が23万5千円未満
高齢障がい者医療費助成	後期高齢者医療被保険者で、身体障害者手帳1級～3級、療育手帳(A・B1)、精神障害者保健福祉手帳1級・2級	

※所得制限基準等の詳細については右記問い合わせ先へ。

※下線部は令和7年第3回定例会において議決された場合の額(令和6年度:80万円以下)

福祉医療費受給者証の更新

現在、福祉医療費受給者証をお持ちの人は6月30日で有効期間が終了します。対象の人へ新しい福祉医療費受給者証を6月末に送付します。(所得の確認ができない場合を除く)

※受給者証が届くまでに医療機関等で受診した場合は、申請により還付しますので、必ず領収書を保管しておいてください。

現況届の提出

母子家庭等医療費助成制度を受給している人で、まだ現況届を提出していない人は、至急提出してください。現況届の提出がないと、所得が基準額未満でも受給できません。

医療機関・薬局の適正受診にご協力を

お薬手帳を持参し薬のもらいすぎに注意しましょう。救急の場合を除き、できるだけ時間外・深夜・休日の受診は控えましょう。

問い合わせ 地域福祉課福祉医療係☎38-2076